

四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例

四街道市都市計画税条例（昭和49年条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第4項から第6項までの規定中「第2項」を「附則第2項」に改める。

附則第13項中「、第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項若しくは第36項」を「、第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の四街道市都市計画税条例（次項において「新条例」という。）の規定は、平成25年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成24年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から港湾法の一部を改正する法律（平成25年法律第 号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第13項の規定の適用については、同項中「、第37項若しくは第38項」とあるのは「若しくは第37項」とする。